

購入予定備品一覧

都道府県、市町村又は団体名	代 表 者 名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

	品 目	数 量	単 価 (円)	購 入 を 必 要 と す る 理 由	事 業 終 了 後 の 管 理 方 法
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

※ パソコン等のOA機器は、そもそも補助の対象とならないので、記載しないこと。

障害者保健福祉推進事業に係る継続事業調書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
※法人種別(社会福祉法人等)を必ず記載すること	※職名も必ず記載すること

①事業名	(平成20年度) _____ (平成21年度) _____
②事業概要	
③平成20年度の調査研究事業の実施状況 (具体的に記載すること)	
④平成21年度においても継続して調査研究を実施する必要性及び理由 (具体的に記載すること)	
⑤国庫補助の状況	千円(平成20年度交付決定額【①】) 千円(平成20年度事業実績額【②】) 千円(平成20年度不用額【①-②】) 千円(平成21年度所要額)
⑥特記事項	

- (注) 1 原則、単年度で終了しない事業は採択しないが、特に継続して実施する必要性がある事業を行う場合に記載すること。
2. 事業ごとに別業とすること。

[記入例]

2. 所要額内訳書

都道府県、市町村又は団体名	代表者名
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇	理事長 〇〇 〇〇

経費区分	対象経費の 支出予定額	積算内訳
報酬	円 ***,***	事務局非常勤職員 給与 130,000円×8月=1,040,000円 通勤手当 2,200円×8月=17,600円
賃金	***,***	事務局アルバイト賃金 5,320円×1人×60日=319,200円
共済費	***,***	社会保険料 非常勤職員及びアルバイト分
諸謝金	***,***	検討会委員謝金 6,000円×6人×3回=108,000円 シンポジウムパネリスト謝金 8,940円×3人×1回=26,820円
旅費	***,***	〇〇調査旅費 A市-B町 80,500円×2回×2人=322,000円 近郊旅費 1,000円×15回×1人=15,000円 〇〇研究委員会出席旅費 24,100円×1人×3回=72,300円
消耗品費	***,***	アンケート用紙送付用封筒購入費 20円×500枚×1.05=10,500円 調査様式配布用CD-R購入費 500円(10枚入り)×5パック×1.05=2,625
会議費	***,***	事業企画会議(茶菓代) 300円×8人×3回=7,200円
印刷製本費	***,***	アンケート票印刷費 15円×6頁×1800部×1.05=170,100円 報告書印刷費 450円×500冊×1.05=236,250円
通信運搬費	***,***	調査票郵送費 270円×700か所=189,000円
委託料	***,***	アンケート集計業務委託 63,000円 ※ 委託料の積算内訳もあわせて記載すること。 (添付書類での提出可能)
使用料及び賃借料	***,***	住民向け講演会会場借上代 20,000円×1日×1.05=21,000円 シンポジウム会場借上代 30,000円×4部屋×5回×1.05=630,000円
*****	***,***	
合計	2,176,451円	(協議額 2,176千円) 左の合計値の千円未満の額を切り捨てた額を記入する

(注1)「経費区分」欄は、協議要項4の(3)に示す補助対象経費により記入すること。

(注2)報告書冊子の印刷製本費を必ず計上すること。

障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会運営要綱

1 目的

障害者に対する保健福祉サービスの効果的な提供や質的充実、発達障害等の新たな課題への対応等について、地方自治体や公益法人等による積極的な取り組みを募集し、その中で先駆的・革新的な取り組みと認められる提案について支援する。公募に応じたもののうち、採択すべき提案の検討及び採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行うため、有識者及び行政関係者からなる検討会を設ける。

2 検討会の体制

障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会の構成員は、障害保健福祉部企画課長が委嘱する。

また、事務局は、障害保健福祉部企画課に置く。

3 検討会設置期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

4 構成員

【学識経験者等】

- 〇〇 〇〇 医師
- 〇〇 〇〇 大学教授（障害者福祉論）
- 〇〇 〇〇 大学教授（福祉社会論）
- 〇〇 〇〇 リハビリテーション工学専門家
- 〇〇 〇〇 就労支援の取り組みに実績のある民間企業関係者

【地方公共団体】

- 〇〇 〇〇

【国】

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

5 検討会の運営

座長は構成員による互選とする。

検討会の運営に必要な事項については、この要綱に定める他、検討会において定める。

事業の採択について

1. 採択について

- 「障害者自立支援調査研究プロジェクト採択基準」（別添）に合致しているものから選定する。
- 委員各位による5段階評価（5点満点方式）を平均点化し、その平均点により採択の優先順位を決定。なお、5段階評価の基準は「2. 評価の方法」のとおり。
- 優先順位に基づき、事業内容、規模等を勘案し、予算の範囲内で補助額を厚生労働省において決定。

※ 昨年度と同様に、政策的に重要と思われる事項について指定テーマ枠を設け、一般公募枠と区別して評価（採点）、採択することとする。

なお、指定テーマ枠の採点については、指定テーマ番号別に相対的に評価をする。

2. 評価の方法

- 21年度は事業内容と費用対効果の2つの項目について、それぞれ5段階で評価を実施し、その合計値を2で除した値を各事業の評価点とする。

<各事業の評価点計算方法>

$$\text{採点結果} = \frac{\text{①事業内容評価（5点満点）} + \text{②費用対効果評価（5点満点）}}{2}$$

- 具体的には、①事業の内容・質を評価していただく事業内容評価（質面）、②事業に対する費用面を評価していただく費用対効果評価（金額面）について、次のとおり評価採点を行う。

< 5段階評価の基準 >

点数	①事業内容評価（質面）	②費用対効果評価（金額面）
5	特に先駆的・試行的内容であり、相当の効果が期待でき、補助の必要性が認められるもの	事業内容に対する経費が非常に効率的な積算となっており、費用対効果が最も高いと思われるもの
4	先駆的・試行的内容であり、効果が期待でき、補助に適していると認められるもの	事業内容に対する経費が効率的な積算となっており、費用対効果が高いと思われるもの
3	平均的な内容であり、予算に余裕があれば補助しても良いと認められるもの	事業内容に対する経費が標準的で費用対効果が平均的と思われるもの
2	内容がやや劣っており、効果が薄く、補助の必要性に乏しいと認められるもの	事業内容に対する経費が過大となっており、費用対効果が低いと思われるもの
1	内容が劣っており、効果が非常に薄く、補助すべきではないと認められるもの	事業内容に対する経費が非常に過大となっており、費用対効果が著しく低いと思われるもの

< 評価方法 >

- ① 事業内容評価（質面）及び②費用対効果（金額面）の採点については、あくまで、評価者の主観により行うものとするが、採点の一例を示すと次のとおりである。

（採点例）

- 研究内容が障害者自立支援法の改正を踏まえた課題に関するもので時機に応じたものであり、調査研究体制も学識経験者を審査委員に含める等、客観性が確保されている。
- 調査研究とは必ずしもリンクしない海外調査や単に団体の設備強化を目的とした備品購入費が含まれている等、過大な費用積算となっている。

$$= (\text{「事業内容評価 5点」} + \text{「費用対効果 2点」}) \div 2 = \text{「採点結果 3.5点」}$$

障害者自立支援調査研究プロジェクト採択基準（平成21年度）

- (1) 実施要綱に沿った先駆的、試行的事業に関する調査研究であって、相当の効果が期待でき、その効果が施策等に反映できる具体的な事業であるものを採択する。

したがって次のような事業は原則として採択しない。

- ① 既存の調査研究によりすでに結果がわかっている事業
- ② 各団体が本来業務で行う事業
- ③ 資料やデータの整備のみの事業
- ④ 文書管理を電子化するための事業

- (2) 原則として単年度事業であるものを採択する。

したがって次のような事業は原則として採択しない。

- ① 特段の理由もなく、事業内容が前年度とまったく同じ事業を継続する場合
- ② 事業内容からして単年度で終了しないような事業

- (3) 国庫補助が廃止（又は一般財源化）された事業や障害福祉サービス費等の個別給付事業で対応できるものは原則採択しない。

- (4) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める（公益法人等においては総事業費における再委託・再補助の率が50%以上）事業（※）は採択しない。

（※） 総事業費に占める委託料等の額の比率が50%を超えている場合とする。ただし、委託料等の額の比率が50%を超えている場合であっても、補助対象団体が事業を主体的に実施するものであると認められる場合はこの限りでない。

- (5) 事業の大部分が備品購入費であるものは原則採択しない。

- (6) 営利を目的とした事業は原則採択しない。

平成21年6月12日

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト採択団体担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平成21年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
の実施について

標記については、平成21年6月12日付障発第0612002号通知で補助金交付の内示をしたところですが、今後の事務手続については下記のとおりですので、御確認いただきますようお願いいたします。

また、障害者自立支援調査研究プロジェクト検討会（以下「検討会」という。）構成員の意見等も踏まえ、特に事業実施にあたって御留意いただきたい点を下記4のとおりまとめていますので、あわせて御確認ください。

記

1 内示額について

今回、多数の申請があり、申請額が予算額を大幅に上回ったことから、採択に当たっては、申請額を下回った金額で内示しています。

なお、当該内示額では、事業執行が困難と判断された場合、または下記4の留意事項に従って事業を実施できる見込みがない場合は、別添1「辞退届」を平成21年6月30日（火）までに、企画課あてに提出してください。

2 補助金交付申請手続について

(1) 民間団体の実施する事業について

本事業に係る補助金交付要綱は、現在制定作業中であり、正式に要綱が制定され次第、通知いたします。（8～9月頃を目途）

交付申請手続は、要綱に定められている所定の様式及びその他必要な書類を提出していただくこととなります。

なお、交付申請書の提出に当たっての詳細な手続は、要綱送付の際にあわせて御連絡します。

(2) 自治体の実施する事業について

地域生活支援事業に係る補助金交付の手続とあわせて交付決定を行います。必要な事務手続については別途御連絡します。

3 事業実施団体の連絡先について

今後の事務連絡の円滑化を図るために、別添2「照会票」のとおり連絡先等を照会させていただきますので、御記入のうえ、平成21年6月30日(火)までに下記担当メールアドレス宛にお送りいただくか、ファクシミリで送信してください。

4 事業実施にあたっての留意事項

(1) 旅費について

実地調査や先進地視察等の旅行については、調査研究の目的を達成するために必要な最小限の人数(例えば、1名~3名程度)とするようお願いします。

今年度の海外調査旅費については、例外なく本事業の補助対象外としていますので、くれぐれもご注意ください。

また、シンポジウム・講演会等を開催される場合の参加者の旅費は、必ず参加者負担としてください。(講師・シンポジスト等は除く。)

(2) 報酬について

検討委員会委員等の報酬単価については、他の検討会の事例を参考とする等、適正額となるように御留意ください。

なお、報酬の支出対象は、申請団体の職員以外の第三者で専門分野の有識者を検討委員会委員として委嘱する場合を想定しています。

(3) 会議費(食事に係る食料費)について

会議、シンポジウムの開催に伴う懇談会費は、補助対象としておりません。

加えて、検討会構成員から、お茶やコーヒー等の飲料の提供にとどまらない「会議における弁当代等の食事についてまで公費補助の対象とすることについては好ましくない」との意見がありました。この意見を踏まえ、茶菓子代を超える飲食費(弁当代等)は、補助対象外にしています。

(4) 備品の購入について

事業完了後も引き続き団体の財産として利用できる備品の購入費については、単年度で完了する事業であるという本補助事業の性格上、補助金を充当しないようお願いいたします。

例えば、パソコン・プリンター・カメラ・印刷機等の備品については、申請者保有の備品を利用することを原則とし、保有していない場合や増設が必要な場合には、リースで対応してください。

また、事務所等で利用する机、椅子、ロッカー等のオフィス家具については、補助の対象外ですので御留意ください。

(5) 事務所の賃料・光熱水費について

事業実施団体の通常の活動を行うための事務所の賃料は、補助対象としておりませんので、御留意ください。

また、事務所の通常活動に必要な経費（光熱水費、電話代等）も、本事業の補助対象外となります。

(6) 障害者自立支援法の個別給付・地域生活支援事業及びその他の補助事業との関係について

今回の事業採択に当たっては、試行的に実施するモデル事業についても採択をしている場合がありますが、この場合にあっては、事業の中で障害者自立支援法の個別給付事業（障害福祉サービス）、地域生活支援事業として実施できる部分がある場合には、そちらでの事業実施を優先するようお願いいたします。

また、その他の補助事業を充当する場合には、本事業の補助対象となりませんので御留意ください。

(7) 成果物（報告書冊子）について

事業完了後には、補助金交付要綱に基づく事業実績報告書のほか、必ず成果物（報告書冊子）の作成及び提出（5部）をお願いいたします。

(8) 会計帳簿の保存について

当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類（契約書、領収証等）は、5年間（H22.4.1～H27.3.31）、事業の実施主体において保存する必要があります。

なお、必要に応じて、事業実施状況、会計帳簿等を点検させていただくことがあ